

天王寺駅前おおぞら保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 (社会福祉法人 聖徳会) が設置する当保育園の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 天王寺駅前おおぞら保育園
- (2) 所在地 大阪市天王寺区南河堀町8-21

(施設の目的および運営方針)

第2条 天王寺駅前おおぞら保育園(以下、「当園」という)は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児および幼児(以下、「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月1日 大阪市条例第49号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども子育て支援法(以下、「法」という)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下、「2号認定子ども」という) 42人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下、「3号認定子ども」という)のうち、満1歳児以上の子ども 22人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日 厚労告117)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ)
支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3号に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育—延長保育
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該

支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 送迎

保護者による送迎を行う。

(4) 食事の提供

対象児童において、給食・間食・夕軽食について適時提供する。

(5) 延長保育事業

第7条に規定する保育時間以外に保育を提供する事業。

(6) その他保育に係る行事等一休日保育

就労等の理由により、休日及び祝日に保育を必要とする場合は、休日保育の選考、徴収金の決定、徴収方法等は休日保育事業実施要項に基づいて決定する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員および業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。

(3) 保育士 10名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 1名

園児及び職員の健康管理に関する業務を行う。

(5) 栄養士 1名

利用園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食および3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(6) 調理員 2名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(通常の保育を提供する日)

第6条 通常の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日から1月3日）および祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から20時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の総額をいう）の支払いを受けるものとする。

この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前二項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学した時。
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時。
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時。

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または利用園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、松原市、利用園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に関して採った処置について記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に備えて防火管理者を選任し、消防計画等を作成したうえで少なくとも毎月1回以上、避難および消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、利用園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する

この規程は、平成28年4月1日より施行する

この規程は、令和元年10月1日より施行する

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。ただし、別表「保育の提供に要する実費に係る利用者負担金」のうち「給食費」については、令和7年7月1日より施行する。

この規程は、令和8年4月1日より施行する。ただし、別表「保育の提供に要する実費に係る利用者負担金」のうち「給食費」については、令和8年7月1日より施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	負担を求める理由及び目的	金額
延長保育に係る費用	時間外保育事業に係る保育料	月額 1,500～6,000円
幼児主食費	2号認定を受けた子どもに係る主食費	月額 1,720円 令和8年7月1日～2,020円
幼児副食費	2号認定を受けた子どもに係る副食費	月額 5,270円
休日保育に係る費用	休日保育に係る保育料	布団代 100円
写真代	行事等の写真	1枚 75円～300円
幼児制服 ジャケット	規律ある生活習慣の指導	1枚 12,430円
幼児男児ズボン	規律ある生活習慣の指導	1枚 6,270円
幼児女児スカート	規律ある生活習慣の指導	1枚 6,600円
幼児ポロシャツ	規律ある生活習慣の指導	1枚 3,410円
体操服 ポロシャツ	集団生活の指導	1枚 3,850円
体操服 半ズボン	集団生活の指導	1枚 2,200円
幼児 スモック	集団生活の指導	1枚 3,080円
ポップリュック	持ち物の扱い方指導	1個 5,610円
幼児 帽子	怪我の防止	1個 4,000円
遠足に係る費用	公共交通機関利用の交通費・入館料等の徴収	実費 120円～700円程度
おたより 0～2歳児	保育に必要な用品	200円
出席帳 3～5歳児	保育に必要な用品	600円前後

項目	負担を求める理由及び目的	金額
園児バック	保育に必要な用品	700 円
ロケットン	保育に必要な用品	1,050 円
のり	保育に必要な用品	250 円
クレパス	保育に必要な用品	720 円
いろえんぴつ	保育に必要な用品	760 円
はさみ	保育に必要な用品	450 円
工具箱	保育に必要な用品	750 円
カラー帽子	保育に必要な用品	1,020 円
カラー帽子 0歳児	保育に必要な用品	1,250 円
自由画帳	保育に必要な用品	240 円
ピアニカ唄口	保育に必要な用品	530 円
そうさくクレヨン	保育に必要な用品	740 円
粘土	保育に必要な用品	470 円
粘土ケース	保育に必要な用品	320 円

- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する
- ※ 申し込み後、後日代金を指定口座より引き落としとする。
- ※ 別表に掲げる価格は、経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合は、相当な価格に変更することがある。